

居宅療養管理指導・介護予防療養管理指導についての重要事項説明書

1. 指定事業所名 指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導事業所
佐古あいじつクリニック
2. 指定事業所番号 3 6 1 0 1 2 6 9 7 5
3. 事業所所在地 徳島県徳島市佐古四番町 6 番 1 1 号
4. 電 話 番 号 0 8 8 - 6 2 4 - 9 9 3 5
5. 従 事 者 医 師 團 博 文 久 保 貴 之

6. 運 営 方 針
（1）要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。

7. 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容
（1）要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
（2）居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
（3）要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
（4）その他、療養生活向上のための指導・助言等。

8. 営業日及び営業時間
（1）月曜日から金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～12：00
 ※日曜日・祝日及び12月30日～1月3日を除く。

9. 通常の事業の実施地域
 徳島市内

10. 利用料
（1） 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料など医療保険にかかる費用とは別に、徴収させていただきます。
 （在宅時医学総合管理料又は施設入居時医学総合管理料を算定する場合、単一建物に居住する利用者数により利用料が異なります。但し、いずれの場合も月に2回が上限です。）

- (2) 利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを徴収させていただきます。生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

居宅療養管理指導費（Ⅰ）	①単一建物居住者 （1人に対して行う場合）	1回 515 円
	②単一建物居住者 （2人以上9人以下に対して行う場合）	1回 487 円
	③単一建物居住者 （上記①・②以外の場合）	1回 446 円
居宅療養管理指導費（Ⅱ） （医療保険で在宅時医学総合 管理料又は施設入居時医学総合 管理料を算定する場合）	①単一建物居住者 （1人に対して行う場合）	1回 299 円
	②単一建物居住者 （2人以上9人以下に対して行う場合）	1回 287 円
	③単一建物居住者 （上記①・②以外の場合）	1回 260 円

※利用者の負担割合が1割負担の場合

11. 苦情処理

- (1) 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。
- また、苦情内容によっては市町村窓口（徳島市 介護ながいき課 Tel088-621-5586）または国保連合会（徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 Tel088-666-0117）をご紹介します等対応させていただきます。

12. 守秘義務

- (1) 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報 は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

13. 虐待防止対策

- (1) 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- ②虐待防止のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めます。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. 身体拘束の適正化

- (1) 身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
 - ②身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 感染対策

- (1) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的に行います。

17. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。

★ 居宅療養管理指導の提供開始に当たり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所名 医療法人 ゆうあい会 佐古あいじつクリニック

所 在 地 徳島市佐古四番町 6 番 1 1 号

代 表 者 院 長 團 博 文 印

★ 私は、事業者から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します

令和 年 月 日

利用者 _____ 印

代理人 _____ 印

続 柄 _____